第4回 農業資材審議会農薬分科会議事録

農林水産省生産局

第4回 農業資材審議会農薬分科会

日時:平成14年6月4日(火)

会場:農林水産省 第2特別会議室 時間:14:30~ 16:40

議事次第

- 1. 開 会 審議官挨拶
- 2. 議事
- (1)残留性有機汚染物質にかかるストックホルム条約の締結にかかる農林水産省令の改正について(諮問)
- (2)残留性有機汚染物質にかかるストックホルム条約の締結にかかる環境省令の改正について(諮問)
- (3)農薬中ダイオキシン類の検査基準の手続について(報告)
- (4)農薬安全使用基準の改正について(報告)
- (5)農薬の登録保留基準値の設定について(報告)
- 3. その他
- 4. 閉 会

〇農薬対策室長 ただいまから、農業資材審議会農薬分科会を開かせていただきます。

本日は、御多忙の中御出席を賜りまことにありがとうございます。

本日、事務局を務めます農薬対策室長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、最初に資料の紹介をさせていただきます。

お手元の資料1枚目に資料の一覧というのがございますが、念のため、資料の御確認をお願いいたしたいと思います。

まず資料の1ですが、議事次第がございます。その中で、本日メインでお願いする諮問事項が、議事の(1)、(2)でございます。あとで、詳しく背景なども説明させていただきますが、条約の締結にかかる省令の改正ということでございます。(3)以降は報告事項になってございます。

次の、資料2、委員の皆様の名簿でございます。

それから資料3、座席表でございます。

資料4、これが先ほど御紹介しました1つ目の省令改正、これは農林水産省の省令でございます。

続きまして資料5、これが環境省の省令改正でございます。

それから資料6から8、これが今申し上げました諮問が2つございますが、その背景となります資料でございます。資料6がストックホルム条約の概要でございます。資料7、これはストックホルム条約の関係条文の抜き刷りでございます。資料8、これはストックホルム条約の交渉 概要というメモでございます。後でまた御説明をわかりやすくいたしたいと思います。

それから資料9、これは今回の諮問にかかる部分の農薬取締法の抜粋でございます。省令が規定されている条項が抜き刷りされております。

それから資料 10、これは昨年7月に答申をいただきましたダイオキシン類の検査基準の関係ですが、その後の手続の御紹介をいたしたいと思います。

続きまして資料 11、これが農薬安全使用基準の改正について、その報告をさせていただきます。

それと資料 12、これは登録保留基準の関係でございまして、これも報告ですが、環境省の 方から報告をいただきます。

何か足りない部分とか不明な点がございますれば、事務局の方に申し出ていただきたいと 思います。

次に、委員、臨時委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、村田利和委員が退任されまして、新たに農薬工業会会長の山本委員が就任されておりますので御紹介いたします。

それと、澤村臨時委員が退任され、その後、全国漁業協同組合連合会の宮原臨時委員が御就任されておりますが、本日は御欠席でございます。

以上が委員の変更でございます。

次に、本日の皆様の御出席の状況を御報告させていただきます。

本日、御欠席となっておられますのは、今申し上げた宮原臨時委員、それから豊田臨時委員、降矢臨時委員、三浦臨時委員の4名でございます。従いまして全体20名のところ本日16名の御出席をいただいておりますので、本農薬分科会は成立しております。

それでは、まず農林水産省の生産局を担当しております坂野審議官から御挨拶を申し上げます。

○審議官 生産局審議官の坂野でございます。

本審議会の農薬分科会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げたいと思います。 まず初めに、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

昨年の7月以来の会合でございますけれども、実は昨年のこの会合以降非常に大きく様子が変わってきております。御案内のように、昨年の9月のBSE発生という出来事がありまして、それ以降食品安全、特に畜産関係、餌ということがあるわけですけれども、その後年末から表示の問題が出ました。当初は畜産関係でございましたけれども、それが青果物、また加工食品ということで、消費者の安心、安全という問題が非常に大きな課題になっておりまして、現在政府挙げて、それに対する今後の対応を考えているところでございます。

特に、食品安全という視点から厚生労働省、また農林水産省につきましては、安全、安心な食品を供給するという立場からどうあるべきかということで、例えば今の組織がいいか、新しい組織はどうかという話。それからまた、それぞれ個別の法律は今のままでいいかというような話が議論されておりまして、6月中にはその方向を出そうということで、鋭意作業しているところでございます。

農薬に関する話を若干申し上げますと、BSEの報告書というのは新聞やテレビ等で報道されてますので、御承知の方もいるかと思いますけれども、実は BSEの報告書の中で農薬の話題が載っております。これは、農薬が悪いという載り方よりも、私が理解しているところ、BSEの問題というのがいろいろな課 題ありますけれども、特にリスク評価したものをどう実際のリスク管理に反映するか。そしてまた、全体の中でどういうふうに関係の皆さんとリスクコミュニ ケーションやっていくかというのが議論されているわけでして、農薬が書いていますのは、最初に農薬悪しということじゃなくて、農薬の場合には基準づくりは 食品の残留基準というのは厚生省でやっている。また、登録保留基準というのは環境省でやっていて、実際のそれぞれの農薬の管理というのは農水省がやっている。これは一つの方向としては非常にいい形だという話になっているんです、それぞれ別のところでやっていて、そういう例として引用されているのが一つございます。

これは、報告書の中では最終的には、新たなリスク評価の機関を別に作って、そしてリスク管理は管理として農薬なら農水省なりでやっていけばいいんじゃないかという形で結ばれております。それが、一つ農薬としてでございます。

それからもう一つは、食品衛生法上の議論がされております。これは、昨年の 11 月ごろから中国での野菜の輸入が増えているということも関連するかと思い ますけれども、その中で中国の農薬の残留の検査というのは、これは水際は厚生労働省の検疫所がやって、国内では都道府県を中心にやっているわけですけれど も、そういうことも議論が多分背景にあったかと思いますけれども、残留基準のないものがあるのはいかんと。世の中から農薬として登録している。また、それ 以外に世界的に使っているものがあるならば、すべて基準というのはしっかりつくるべきではないかというようなことが提言をされているところであります。そ ういうことが、BSEの報告でも関連事項として書かれているところでございます。

そういうことも踏まえまして、今後の農薬の取締法なり、どういう形でやっていったらいいか、また農薬についての基準づくりなり、実際の登録作業は今の形 でいいかということを、今見直しの作業をしておりまして、ある一定のめどがつくなりすれば、また皆さんの御意見なりも伺った上で必要ならば改正作業に入っ ていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、特に農薬に限りませんけれども、その中で、リスク評価、リスク分析、リスクコミュニケーションとともに議論されていますのはトレーサビリティーで す。実際にものをつくったときに、いろいろな言い方があると思いますが、お米が本当に魚沼でつくったかというのもトレーサビリティーでしょうし、どういう つくり方をしたかというつくり方のライン引き、それがかなり議論をされているところであります。

特に、牛については耳に表示をつけて、実際にこの牛はどこでつくられ、どういう親で生まれたとか、そういうのがきちっと買う人でもわかるような形にしようということで、それはトレーサビリティーを、確か牛は来年度からやりますけれども、それぞれの青果物についてもできるところから努力していこうということで、今段取りなりそういう方向に向かって作業してますので、これからの一つの方向としてはトレーサビリティーについての取り組みというのが大きな課題になるかと思っております。

ところで、本日の分科会は昨年採択されました残留性有機汚染物質に関する、いわゆるストックホルム条約を、我が国は締結することにしておりまして、その ためには国内で必要な 法的措置を講じなければいけませんので、その改正について諮問をさせていただいております。皆さんには資料を事前に一応お配りかと思 いますけれども、十分御審議を賜ればあり がたいと思います。

最後に、皆様方のより一層の御理解と御協力をいただきますことを重ねてお願い申し上げ て挨拶とさせていただきます。

〇農薬対策室長 続きまして、事務局を紹介させていただきます。

ただいま挨拶のありました坂野審議官の、皆様からごらんになって左側ですが、竹原生産 資材課長でございます。4月に吉田前課長から替わってまいっております。

それと、私を飛ばしましてこちら側が農薬対策室の小倉専門官でございます。 続きまして、都築課長補佐でございます。 それと、その次に環境省からの出席で、きょう御説明いただきます環境省土壌環境課の伊藤課長でございます。

それと、鈴木課長補佐でございます。

それでは、ここからの進行は本山分科会長にお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇本山分科会会長 それでは、これより私が議事進行を行います。

まず、議事次第に基づきまして、本日の1つ目の議題であります残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結にかかる省令改正についての諮問に関し、事務局から説明をお願いします。

〇農薬対策室長 それでは、今分科会長から御紹介いただきました省令改正につきまして、 諮問の説明をする前に背景となりますストックホルム条約の話を簡単にさせていただきたい と思います。

資料6から8をお手元にお出しいただきたいと思います。

まず資料6でございます。これが、ストックホルム条約の概要でございます。簡単に3枚紙に まとめておりますので説明させていただきます。

まず、タイトルの残留性有機汚染物質というものの定義でございますが、4つの性質を持った物質であるということでございまして、パーシスタント・オーガニック・ポリュータンツということで、一般にPOPsと呼ばれております。その性質というのは、人や環境への毒性、環境中で分解しがたいこと、生物濃縮性があること、大気・水及び移動性動物により地球規模で移動して環境を汚染する可能性があること、というようなことでございます。12 物質がリストアップされております。

3枚目を開いて 12 物質を見ていただきたいんですが、表がございます。下に 16 というページが振ってございます。

まず、DDTとあります。アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロール、ここまで二重線よりも上の部分の6種類、これはかつて日本で農薬として使われていたものでございます。これらは殺虫剤なんですが、農薬として登録をした年月日、それから登録が執行された年月日、それから農薬としての規制が行われた内容が書いてございます。いずれも現在は販売も使用もされておりません。もう30年ぐらい前に制限とか禁止というようなことで登録も失効しております。というような物質がございます。

それと、さらにその下3つですが、HCB、マイレックス、トキサフェン、これは他の国で、日本以外で農薬として使用されたことがあるか使用されているところがあるかもしれませんが、我が国では農薬登録の実績はなく、農薬として使われたことはございません。

以上、上から9つまでが実は農薬としての性質、利用がある物質でございます。

その後は、PCBs、PCDD、PCDFがございます。こういうものが 12 物質でございます。

また1枚目に戻っていただきまして2点目ですが、条約化交渉の経緯ということで申し上げますが、1992年ちょうど 10年前ですがリオで行われました地 球サミットで、こういう残留性の

高い化学物質の汚染の防止を行わなければならないというようなことが話し合われました。 その後UNEPで世界行動計画が採択されて、その中で今申し上げました 12 物質が示されました。それを法的に規制していくための、法的拘束力のある条約をつくっていくということが求められたということでございます。その後、政府間の交渉会議が開かれまして、(5)にありますように一昨年 2000 年の 12 月にヨハネスブルグで条約案文が最終 化され、昨年の5月に正式に採択されました。

条約の概要の目的ですが、リオ宣言の第 15 原則に掲げられた予防的アプローチに留意して、残留性有機汚染物質の汚染から人の健康及び環境の保全を図ることということでございます。こういう物質を廃絶していこうというような趣旨でございます。

対象物質は今申し上げました 12 物質なんですが、今後新たな追加もあり得るということで、 一応クライテリアが定められております。さっき申し上げました4点でございます。

次のページですが、条約で盛り込まれております各国が行うべき対策として、

- ①がこういった物質の製造、使用の原則禁止ということでございます。禁止というふうにはっきりとうたっておりますのは9物質でございます。今回、省令改正 で絡んできますのがこれでございまして、製造、使用の原則禁止という部分を国内的な法的措置を講じなければいけない ということで、今回諮問をお願いする ということでございます。
- ②が製造、使用の制限ということでDDTがございます。DDTはマラリア対策については、まだ世界的に使用できるという物質でございます。
- ③が非意図的な生成物質ということでダイオキシン類、こういったものについては排出を削減 していかなければいけないというものでございます。
- ④がストックパイルというふうな英語名ですが、適切な日本訳がないんですが、在庫品とか保管物というふうに訳しておりますが、ストックパイルで貯蔵してあるものとか、あるいは廃棄物になるもの、こういうものを適正に管理及び処理していくという趣旨でございます。いい加減な処理はできないということです。

その他の措置としましては、必要な情報交換ですとか情報の公開、教育の実施、それと排出量・排気量の把握・公表。それと次が調査研究、モニタリングの推進、それと技術・資金援助というような内容が盛り込まれております。

それで、④の国内の今の作業状況でございます。我が国は、締結に向けて必要な手続をやっておりまして、国会で参議院の審議を終え、今後衆議院の審議をするという段取りになっております。それで、国内で条約の承認をする上で、法的な担保措置を整備する必要があるということで、各関係省で省令の改正などを行っているところでございます。国会で承認が得られれば、事務局に対して締結の手続を行うということでございます。条約の発効につきましては、条約締結国が50カ国に達してから90日後に効力を発するというようなことでございます。御存じのように、環境サミット、この次ヨハネスブルグで8月26日から開く予定でおりますが、その前には各国が締結をしたいということで努力していると聞いております。我が国もそのように努力しているということでございます。

以上がストックホルム条約の概要でございます。

次に、資料7でございますが、これが先ほど御紹介した各国の行うべき事柄、対策の中で 今回の省令改正にかかる部分の条約でございます。

第3条というところに、意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置ということで、締約国は、次のことを行うということです。

次のことを禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとることと書いてございまして、附属書A、2ページ目から書いてございますが、先ほど御紹介しました農薬としての用途のある8物質プラスPCBが入っております。DDTが附属書Bにございますので、DDT除きの農薬として用途のある物質プラスPCBというふうになっているのが、附属書Aでございます。これについては、附属書Aの規定が適用される場合を除くほか、製造し使用することを禁止するということでございます。

18ページの表を見ていただきますと、今ちょっとわかりづらい表現だったと思うんですが、化学物質というふうに上に書いてございまして、下の方に個別の 適用除外というのが書いてございます。それぞれ、原則としては製造及び使用の禁止なんですが、適用除外というのが下にございます。製造とか使用についてそ れぞれ、例えばシロアリの防除剤では使えるとかですね。ただ、これにつきましては各国で事務局に我が国はこれこれの事情で使う必要があるんだということを 登録しまして、ではそういうところで仕方がないと認められて使うというケースでございます。ちなみに、我が国はこのような登録は行っておりませんので、全 部製造及び使用は禁止というようなことになってございます。

それと、1枚目、17ページですが、同じ条項の5という一番下でございますが、1、2の規定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、実験室規模の研究のために又は参照の標準として使用される量の化学物質については適用しないというような規定も入っているということでございます。後でまたこの辺は触れることになると思います。

続きまして資料8でございます。ただいま紹介した条約第3条に製造及び使用の禁止という話でございましたが、この解釈につきまして、第5回の政府間交渉会議で議論された内容が記録に残っておりますので、これもあわせて紹介いたします。

コンタクト・グループは、商業的な販売及び流通を禁止することまたは登録を取り消すことにより、末端消費者(例えば「農家の納屋」)において少量の残留 性有機汚染物質が残されることがあり得るが、化学物質の製造及び使用の廃絶を達成したとされる国があることに留意し、販売及び流通を禁止することまたは登 録の取り消しを行うことが、条約D条1及び2、これは先ほどのところで見ていただきました3条でございますが、この議論がされたときにはD条ということに なってございました。3条1の義務を満たすものであると理解するということでございまして、簡単に申し上げますと、条約上は製造及び使用の禁止ということ になっておりますが、販売または登録の取り消しということでもその条件を満たすことができるということを解釈した文章でございます。

ということで、以上がストックホルム条約の今回関係する部分の紹介でございます。

それと、続きましてまた背景の解説、資料9をちょっと見ていただきたいんですが、これは今回の省令改正に該当する農薬取締法の抜粋でございます。

1つ目、これから後で御説明します省令改正、農林水産省の省令に該当する部分、これが9条の第2項の関係でございます。アンダーラインを引いたところを見ていただきたいんですが、我が国の農薬は登録制度で、登録がないものは販売できないということになっているんですが、登録した後でも問題があるものについては、登録を取り消したり、販売の制限をしたりすることができるという内容でございます。

ちょっと読みますが、農薬の使用に伴って第3条第1項第2号から第7号までの各号の1に 規定する事態が発生することを防止する必要があるときはというふうに書いてありますが、 これは何かと申しますと、2号から7号というのが何かと申しますと、農薬を使ったことによる 農作物への薬害でございますとか、農薬 使用による人畜への被害でありますとか、作物残 留による人畜への被害とか、土壌残留による人畜への被害ということで、2から7までそういう 農薬を使用することによって被害が起きることが書いてございます。通常は、そういう場合は 登録は保留して登録しないことになっているんですが、登録をした後にこういう事態が発生 するようなことがもしもあった場合には、農林水産省令をもって販売業に対し、農薬につき、 第7条の規定による容器または包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないこと、その他の販売の制限をし、またはその販売を禁止することができるというようなことでございます。こういうことを措置できる省令が一つございます。

それと、下の第12条の2の作物残留性農薬の使用の規制の関係でございます。これは、そ このアンダーラインでございますが、当該種類に該当する農薬が第 7条の規定による容器 又は包装の表示に係る同条第5条の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に 係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に 被害を生ずるおそれがある種類の農薬を作物残留性農薬として指定するということでござい まして、通常は表示された内 容の中に適正な使用方法が書いてございます。その使用方法 を守る限りは問題ないわけでございますが、それが遵守されない場合に何か被害が起きる。 要するに、使い方をちょっと間違えると危ない農薬があれば、それは指定農薬としておりま す。この場合は作物残留性農薬ですね。ちょっと間違えれば、残留 で問題が起きるというも のについては指定をいたしまして、次の第2項の環境省令をもって、当該作物残留性農薬に 該当する農薬について、当該農薬を使用する 場合における適用病害虫の範囲及びその使 用方法に関し、その使用者が遵守すべき基準を定めなければならないということでございま す。これは罰則がございまして、ちょっと危ない農薬については、指定農薬にして使用方法 を定めまして、これを守らない人は罰則があるということでございます。農薬は、通常の使用 方 法を守っている限りは安全なわけでございますが、ちょっと間違えると危ないものについ てはこういう規定を設けているということでございます。

それと、次の 28 ページの第 12 条の3、これも今申し上げました作物残留性農薬と同じような意味で土壌残留性農薬というのを設けております。ここは、 ちょっとはしょりまして、2とい

うところにアンダーラインがございますが、前条第2項から第4項までの規定を準用するということでございまして、先ほど申 し上げましたような農薬の使用の基準をつくっておりまして、これを守らないと罰則があるというようなことでございます。これも環境省の方で定めているところでございます。

次に、農業資材審議会の規定をちょっと見ていただきます。第 16条でございます。今申し上げました農林水産省令と環境省の省令の2つですが、アンダーラ インで見ていただきますように、最初の第9条第2項の農林水産省令、これの制定もしくは改廃しようとするとき、これは農業資材審議会の意見を聞かなければ ならないということで、今回お諮りするわけでございます。

それと、第2項にございますように環境大臣が定めるものでございますが、今申し上げました指定農薬の関係の環境省令を制定し、もしくは改廃しようとするときは農業資材審議会の意見を聞かなければならないということで、これもきょうあわせてお諮りするという内容でございます。

以上で背景の説明をざっとさせていただいたんですが、後でまた省令の話で御説明をしまして、あわせてわからない点があれば御説明をさらにさせていただきたいと思います。とりあえず、ここまでよろしいでしょうか。何か必要であれば、御質問を今でも受けたいと思いますが。

- 〇本山分科会会長 皆さんいかがでしょう。
- 〇農薬対策室長 では、よろしければ省令の改正の説明をさせていただいて、あわせてまた 御質問いただくということでお願いします。

では、小倉の方から説明いたします。

〇農薬対策室(小倉) 専門官の小倉でございます。

資料4をお開きいただきたいと思います。

まず、資料4の省令の改正に際しまして諮問の文章でございます。

1枚めくっていただきますと、諮問理由、これは先ほど澤田が御説明しましたように、ストックホルム条約、POPs条約の締結に必要なものということで、意見を求めております。

また、改正の内容でございますが、POPs条約で製造及び使用が禁止となりましたディルドリン、アルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、ヘ キサクロロベンゼン、マイレックス及びトキサフェンについて販売禁止対象農薬に追加させていただきたいということです。これに伴いまして、ディルドリン、アルドリン及びエンドリンに関する販売規制制限を削除する。これは、現在ディルドリン、アルドリン、エンドリンにつきましては、販売規制になっておりまして禁止にはなってございません。

第2項としまして、1の追加の中にヘキサクロロベンゼンが入っておりまして、これは殺菌剤でございますので、これは用語の問題でございますけれども、「害虫の防除」と現在なっておりますのを「病害虫の防除」、「病」の文字を追加するということで、これに改めるということでございます。

その次のページ、これは背景でございますけれども、先ほど澤田が説明しておりますので、ちょっと飛ばさせていただきまして、その次のページ、これは参考で現在省令案の改正を準備しております。下段が現行の有機塩素系農薬の販売の禁止及び制限を定める省令、これは農林水産省令第26号でございますが、これを上段の有機塩素系農薬の販売の禁止を定める省令に改正をする。改正案につきましては、まだ案の段階でございますので、正式には若干の文言が変更されることがあることを御了解いただきたいと存じます。

中身といたしましては、農薬の販売業者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならないということで、1、ガンマBHC、2、DDT、3、エンドリン、4、ディルドリン、5、アルドリン、6、クロルデン、7、ヘプタクロル、8、ヘキサクロロベンゼン、9、マイレックス、10、トキサフェンと並べてございます。

省令の改正等につきましてはこれぐらいの説明でございますが、以上でございます。 〇本山分科会会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局より諮問内容の説明がありましたが、御質問がありましたらよろしくお願い します。

〇農薬対策室長 ちょっと補足ですが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、今回の省令の改正というのは、かつて30年ぐらい前にもう販売の禁止とか使 用もしてないというようなものなので、実質上省令を改正するとかしないことによって、あるいはつくらないことによって問題が生じるというものじゃないと思 います。念のためというか、要は例えばマイレックスとかトキサフェンとか日本で登録なかったものが、もしかしたら登録申請してくるかもしれない。そういう ときに拒否できるようにきっちりと整備しておかないと条約上担保したことにならないというような視点でございます。現在これによって何か問題が起きている という認識は、今私ども持っていない状況です。

〇本山分科会会長 なかなか法律のことは簡単に消化を我々はできないんじゃないかと思いますけれども、今の省令の改正案のお話でちょっと質問したいんです けれども、改正案と現行という御説明がございまして、資料4の小倉さんの方から説明されたことで、現行の方では表がありまして、上の方の例えばエンドリン なんかで薬剤名があって、下の方に例外的に使用してもいい場面というのが書いてありまして、今度改正案ではそういうこともなくなるということなんですね。

〇農薬対策室(小倉) 分科会長がおっしゃられましたとおり、そのとおりでございまして、全面禁止ということになりました。

〇玉木臨時委員 ちょっと教えていただきたいのは、資料8で、このストックホルム条約のポイントは、製造と使用をやめるというところにあるんだけれども、 ある国に関しては、販売と登録を禁止するということで、それに振りかえるということでもいいんだという申し合わせ事項が資料8に出ていますね。これは、そ ういった国があるということに留意しというのは日本のことなんですか。日本以外の国も当然入ってくるんですか。これは、普通素人から考えると、ストックホ ルム条約のポイントである製造・使用を禁止するということをもろにおもてに出した方

がすっきりしていいと思うんだけれども、何となく販売、登録を禁止する ことをそこにかえるというのは、少し回りくどい感じがするんですが。ちょっと、へたするとこれはザル法になりかねないような気もしないではない。結局、つくってもいいし、使用してもいいというふうに逆にとられることが出てくることも考えられるんじゃないかと思うんですが、そこら辺は何か販売と登録でもって それを置きかえることの意味というのがどこにあるんでしょうか。

こういった既存の農薬取締法を考えたときに、そこで網をかぶせるより仕方がないからそうしたのか。あるいは、意識的にそういうふうに持っていっているの か。勘繰ると、ちょっとそこら辺があいまいとした感じがするんですが、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思うんですが。

〇農薬対策室長 条約の交渉の過程で、各国がいろいろな制度を持ってまして、例えば、農薬については一般に販売の登録制度というのをつくっていて、そうい う国が多いんです。日本もそうなんですけれども。取り締まりをやるときにはその販売でやりなさいよというやり方ですね。ただ、化学物質全般を申し上げますと、先ほどのPOPsの 12 物質の表がございましたが、一番右側に化学物質の審査及び製造に関する法律というのも、第一種特定化学物質というのがあるんです。ここの場合は、法律の制度として製造とか使用を禁止するというのが既に入っていまして、一般の化学物質としてはそういうことができる。ただ、農薬については日本の制度もそうなんですが、販売時の登録というような制度になっていて、そういう制度もいろいろあるんですが、化学物質をとめていく実効的な手段として、おっしゃるような整合性というんですか、条約とぴったり一致はしてないんですけれども、それで十分であるという理解がなされたということなんです。

後段に説明しました化審法では、ぴったりのことができるという制度になっているんですが、 農薬の場合は化学物質を製造してそれを農薬に使うという場面 で、2段階あるわけですけ れども、農薬として使うかどうかというあたりは販売というところで押さえているというところの ようであります。

- ○玉木臨時委員 押さえるより仕方がないということですね。
- 〇農薬対策室長 そうですね。そこで、十分押さえ切れるだろうと。そこに交渉のメモの中にも ございますが、末端消費者において少量の残留性有機汚染物質が 残されることがあり得る という、100%ではないんですけれども、そこでもう十分だという理解が各国の合意がされた ということであります。要は、今の制度の中で大丈夫だという認識がされ たということであります。
- 〇本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。
- 〇都留委員 関連で資料8ですけれども、これの日本文と英語文は割と内容的には正確を期していらっしゃるかと思いますけれども、個々の点についてはちょっ と違うかなという点が気になっていますけれども、これは特に参考資料として出されているわけだから、きょうの諮問の内容の本筋ではないとは思いますけれど も、せっかく資料8が出されたので質問させてもらいます。

英文の方を見ると、主語のところ the Chair というのがあるんですけれども、これは議長国ということなんですか。それとも、グループの個人のチェアパーソンがそうなっているのかというのが1つの質問です。

それから、続いて第2行目に some countries と書いてあるんですけれども、some というとたくさんの国がこういったことを達成しているんじゃないらしい。最初の御説明にもあった かと思うんですけれども、いずれにしても批准して8国ぐらいというふうに書いてありましたけれども、50 カ国に達しないと、この条約は政府間交渉されない らしいんですけれども、これのsome countries というのはどことどこを指すのか、具体的におわかりでしたら教えてほしいんです。

それから、4行目のところの small quantities というのはどのぐらいの量のことを言っているのかという点もちょっとあいまいで、これも教えていただければと思います。

それから、end-users と書いてあって、最後に「農家の納屋」と書いてあるんですけれども、これは例えばということで、特に挿入されてますけれども、end-users の複数でありますので、この end-users というのは、どこかなと、だれなのかなと、大分気になったのでちょっと教えていただきたいと思います。

〇農薬対策室長 まず最初の Chair なんですけれども、これはコンタクト・グループの Chair だと思います。それから、some countries ということで、ちょっと私どももどこの国かというのはわからないんですが、日本は言ってないんで、日本以外の国ということでございま す。

あと、small quantities という話なんですけれども、ここで例示として「農家の納屋」という話になっていて、これはまさに「農家の納屋」というのが例示になったようです。その部分について、全面的に使用させないとか言っても、なかなか実態上難しい。実は、日本語に訳したさらにその後続いている部分があるんですが、「農家の納屋」にあるものをどうするのかと、それを使用させないために、農家の財産でもあるんですけれども、農家も意図的に持って使おうと思っているわけじゃないんです。それをどうするのかという話なんですが、それは法的に禁止措置をするのではなくて、ここに書いてありますけれども、下から2行目に"clean sweep"programmes というのがあるんですが、要はそれを回収して処理するようなプログラムを組んでいくというのがいいんじゃないかというような議論がされております。そういうような経過です。

〇都留委員 そういうことで、要するにこういうことをやってもらえれば、決められたならば認めますということですね。

〇農薬対策室長 そういうことが話し合われて、コンタクト・グループの見解が一応政府間交 渉会議の見解でも認められたということです。これは、法制局でこ の経緯を議論して、私ども だけじゃなくて外務省が法制局に説明して、全体にこの文章を見ながら皆さんで理解している という経緯です。

○都留委員 end-users は、農家プラスというか、大分昔に買ってそのまま放ったらかしであるかもしれない、そういうこともあり得ると。だけど、末端消費者というか日本語で書いてある

んですよね、ですからちょっと……。

〇農薬対策室長 1つは、条約で決めても実際にできなければ意味ないんです。各国が幾ら 法律つくろうが、何か権力を使おうができなければしようがないので、こういう議論になったと 思うんです。

〇本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

〇赤松臨時委員 ちょっとお教えいただきたいんですけれども、資料4なんですけれども、現行では販売の禁止及び制限で一部の農薬につきましては制限事項に なっていて、登録が抹消された後も制限のままであったというのが逆にどういうことかなと。今回、販売の禁止を定めるということになっておりますけれども、一部のものはこれまでは制限で禁止ではなかったんですよね。登録が抹消されて使われていなかったのに、そのまま制限であったのはどういうことかというのを 逆にお伺いしたいんですけれども。

〇農薬対策室長 この省令を出した当時としては、下の現行というところで見ていただきますように、販売の禁止ということではガンマBHCとDDTというの ははっきり禁止というふうにして、そのほかのドリン剤関係は、こういう使用に限って売ってもいいという、そういう表示のものについては売ってもいいという ことで、当時としては限られた使用については必要だという理解でいたんです。では、いつから必要でなくなったのかという話なんですが、そこら辺はちょっと 私もよくわからないところがあるんですが、当時としてはそういう状況だった。必要なときには、これは改正しなければいけない話でずっと来ていたということ が実際のところです。それで残しておいたために、何か問題が生じたかということではないんですが、そういう状況にあったということです。

○赤松臨時委員 要するに、置いてあったというか変えてなかったということですね。

それと、もう一つPOPsで決められている 12 物質以外にも何か追加される可能性があるという話があったんですが、今対象に具体的に何かあるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

〇農薬対策室長 それは、はっきりはちょっと申し上げられないというか、よくわからない部分があるんですが、BHCあたりは議論はなされているみたいです が、正式にどうなるか、ちょっと私どももわかりません。仮に、BHCの話があっても日本ではもう禁止しているということでございます。

〇行本臨時委員 POPs条約の資料6で、50 カ国が締結して 90 日ですか、今のスケジュールと言ったら何なんですけれども、要するに締結する国がどのく らいで 50 カ国になるのか、予定みたいなことはないと思うんですが、おおよそどういうスケジュールで世界的に進んでいくのかということがわかりましたら教 えてください。

〇農薬対策室長 正確なお話はできないんですが、このPOPsの話がスタートしたのが 10 年前のリオサミットだったわけです。今回、先ほど言いました今年 の8月 26 日から9月4日まで、リオプラス 10 という、リオの会議の 10 年後ということで、外務省でヨハネスブルグサミットというふうに呼んでいますが、 要は環境会議の2回目のものを開く予定でありまして、まさに

10年前に提起された問題でございますので、今回の環境会議の前には、皆さんどの国も締結に向けて今努力しているということですので、恐らくその前には50カ国を超えるんじゃないかと考えております。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

〇村田臨時委員 よくわからないので、もう一度教えていただきたいんですけれども、農薬として今回登録の規制が変わるということなんですけれども、使用も 禁止されるということなんですけれども、例えば先ほどの資料6の用途のところにあります家庭用とかシロアリ駆除に関しても同じように日本では今禁止されて いるということなんでしょうか。それが1点。

あと、先ほど資料8のところにありました英文の最後から2行目の" clean sweep"programmes のところの回収して処理をするということをおっしゃってましたけれども、 具体的にこれに向けての日本の取り組みというこ ともあわせて検討されているんでしょうか。

〇農薬対策室長 1点目でございますが、シロアリ関係ですけれども、先ほどの 16 ページの 例の 12 物質の表がございましたが、一番右側に化審法、化学物質 の審査及び製造等の規制に関する法律の第1種特定化学物質というところに入ってございますので、ここで規制が行われます。その表の一番下に書いてあるんで すが、化審法というのは、農薬は規制対象から除いているんです。だから、農薬は農薬でやらなければいけない。ただ、それ以外は化審法でやりますので、そう すると第1種特定化学物質で禁止ということで指定されてますから、ここの時点においてこれは製造も使用できないということになります。

〇村田臨時委員 それはいつごろなんですか。

〇農薬対策室長 これが指定されたときですか。ドリン剤とかDDTなどの上の4つ、これは 1981 年に第1種特定化学物質に指定されております。それと、クロルデン、ヘプタクロール は86年に指定されております。それと、その下のHCBは書いてない。あと、書いてないところ がマイレックスとトキサフェンは 書いてないんですが、これにつきましては今経済産業省の 方で政令改正をしてまして、今手続中でございます。こういう製造使用の禁止を担保するため に、我々 と同じように今国内のそういう法的な担保改正をやっているところです。おわかりに なられますでしょうか、マイレックス、トキサフェンの一番右の備考に国内 製造実績なしという ことであるために、第1種特定化学物質になってないんですけれども、そこは指定するということで、今手続中でございます。

それと、2点目ですが、"clean sweep"programmes の話なんですけれども、現在私ども事業でPOPsの農薬だけに限らず、農家の納屋に古い農薬が残っている。これがいろい ろ処理に困っているという話がございまして、これをどういうふうにしていくのかという回収の法的な扱いとか、そういうことを含めた回収の方法について今検 討会をやっておりまして、マニュアル化してやり方について示していくようなことでやっております。

〇村田臨時委員 そのところで、ぜひ今回のBSEなんかも、実際の農家の方が知らなかったということがございましたよね。ですから、必ず一農家の方にもこういう情報が行って回収され

るべき農薬は速やかに回収されるというところの徹底をあわせてお願いしたいと思います。

- 〇農薬対策室長 わかりました。
- 〇本山分科会会長 ほかにありますか。
- 〇小林臨時委員 農薬取締法そのものの基本的な性格、私理解しておりませんので、あるいは間違ったことを申し上げるかもしれませんが、お聞きしたいのは農 薬の販売業者は云々となっておるんですが、農薬販売業者はこれこれを販売してはならないというのは、販売というのは登録業者だけが販売してはいけない。登録されてない仮に業者があったと、あるいは外国から個人で持ち込んでくると、こういうケースもないとは言えないんですが、農薬取締法というのはそこまでは規制できないということでございましょうか。
- 〇農薬対策室長 農薬取締法というのは販売規制でございまして、製造業者とか輸入業者、 それから販売業者、国内で販売するものについては登録のある農薬でなければ販売できな いというふうになっているということでございます。

お尋ねの個人輸入みたいな話になりますと、その販売というところにどう引っ掛かるかということで、販売ということであれば禁止措置になる。それ以外であれば、農家が自分で使うということであれば登録のある農薬を使いなさいというのが指導事項ということになっておりまして、従来から私どもは登録のある農薬を使うようにと指導しているということでございます。

今回のPOPs農薬について申し上げると、貿関令を改正するということになりますので、個人輸入も押さえられるということになります。

〇本山分科会会長 ほかにいかがでしょう。

〇佐々木委員 条約のことについては大体わかってきたんですけれども、そもそもPOPsができたきっかけと言いますか、残留性農薬だけではなくて、いわゆ る有機汚染の環境汚染のところからスタートしているんだと思うんですけれども、リオの環境会議以降、日本でのモニタリングの結果とか、そういうものをもし わかれば、改善の結果があるのか、あるいはまだまだ汚染状況が続いているのかというあたりをもう少し知りたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室長補佐 環境省でございますが、モニタリングということで、特にこのPOPs物質を含めまして、実は私どもの方で平成 10 年にかなりの物質が、実はス ピード 98 と言われた環境部門のうたわれていた物質なんかが出たときにあわせた形で、かなり大規模に全国の一斉調査をやった経過がございます。今、ちょっ と資料を持ってないので、正確なことは言えませんが、例えばこのPOPs物質すべてにつきましては、今回の対象になっております少なくとも登録になった6 物質につきましては対象にしておりましたが、一般的な環境、水、基本的には公共用水域、全国でたしか 200数十地点の調査をしましたが、すべて検出限界以下だったというふうに理解しております。若干、土壌の方からはちょっと出たりしていたかなとは思いますが、公共用水域からは少なくとも出ていないということは御理解いただければと思います。〇佐々木委員 水とか土壌は結構学会等でも発表されているかと思うんですけれども、いわ

ゆる農作物のディルドリン、アルドリン関係というと、たまにですけ れどもまだ出ることがあるんですが、環境省だけではなくて、例えば残農研ですとかいろいろなところで農作物のモニターをかなりやっているように聞いている んですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○室長補佐 同じく、環境省の方からお答えさせていただきます。

農作物の関係は、厚生労働省の方でいろいろと残留農薬の分析をたしかしていたと思います。国産品に限ればほとんど出てこない。全部では、確かにないのかもしれません。何件やって1とか出ていたかもしれませんが、ほとんど出てはいないと思います。例えば、その出ていたやつについても、散布していたからということではないのかもしれないし、非常に今POPs物質ということで言われておりますけれども、残留性が非常に高い部分がございますので、そういう関係で出ていたのかなと思いますが、ほとんど限りなくゼロに近かったのではないかと思います。ちょっと、今数字持ってないのではっきり言えないんですけれども、そういう実態ではないかと思っております。

○本山分科会会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

私たち、大学の研究室で農薬を研究対象にしている者にとっては、研究もできなくなるのかというのがちょっと心配なことですけれども、先ほど室長の方から 説明がありましたように、資料7の 17 ページの下のところに、実験室規模の研究のため、または分析のための参照の標準のため、それについては適用しないと いうことですので、これはこのように解釈してよろしいわけですね。私たちは研究はしてもいいと。

ほかにいかがでしょう。

〇山本委員 聞き違いであったらお許しいただきたいんですが、先ほど個人輸入については、販売の禁止の中に含まれるというような御説明だったように聞いた んですが、間違いございませんでしょうか。POPs条約に関してのみそれが該当すると。農薬取締法では、該当しないということでございましょうか。現に、 並行輸入と言いましょうか、個人輸入が行われておりますけれども、完全な形で輸入の禁止とか、それからそれを個人で輸入したものの使用の禁止というような ことが徹底されていないと思うんでございますけれども、POPs条約については、個人輸入は販売禁止に該当するというふうに理解してよろしいんでしょう か。

- 〇農薬対策室長 そのとおりです。POPs条約に該当する物質については、輸入貿関令の方だと思いますので、それは輸入できないということでございます。
- ○審議官 山本さんは、個人輸入というものが含まれるどうかということを聞いたんだよね。 ○山本委員 そうです。それが、農薬取締法では必ずしも含まれていないように私は理解しておるんですが、POPs条約に関しては、先ほどの販売の禁止措置 をもって製造及び使用の禁止を満たすことになるという解釈、ここら辺に個人輸入も含まれるというふうにお聞きしたように私は感じたんでございますけれども ね。
- 〇農薬対策室長 済みません、ではもう一回はっきり申し上げますが、まず輸入という行為だけをとらえてみると、販売かどうかを問わず、あるいは自分で輸入する場合もあると思うんですけれども、輸入という行為はPOPs物質についてはとめられるということが1点。

それから、販売の話は、今の農薬取締法というのは国内で販売するものについては登録のあるものでなければ販売できないという決まりになっていて、例えば 個人で輸入して個人で使う場合は、販売に当たらなければ、これは農薬取締法による禁止措置、明確に記載された禁止措置というところにあてはまらない。しか しながら、私どもはそういうものを使わないようにと指導していく、こういう話でございます。

〇山本委員 50 カ国ですか、それに該当しないようなところから個人輸入した場合でも、輸入サイドで、これは制限できるということでございますね。

〇本山分科会会長 よろしいですか。

今の御質問は非常に難しい問題を含んでいる御質問だと私は理解しておりますけれども、今回の省令の対象になっているPOPsの 12 物質については、輸入 の段階で個人であろうが業者であろうがストップできるということですね。ただ、山本委員の御質問はそうじゃない、現行使われている農薬を個人のレベルで輸 入するとか、そして国内で使用するというのは農薬取締法で規制ができるのかという御質問だったという気がするんですけれども、それについては今澤田室長の 方は国内で使用するのは国内で登録のあるものを使用するようにという指導をしているという御説明だったと思うんです。今のところでは、そういう対応をということですよね。

よろしいでしょうか。

〇都留委員 この会議が始まる前に、既に手元に郵送されてきた資料7、きょう机の上に置かれてました資料7で大分はっきり内容がわかりましたので、あらか じめいただいた資料が不備であったんだろうと思いますので、資料7今日いただいたのがもとだと、こういうことで理解させていただきますけれども、その中に は大分読み落としというか、ページが飛んでいたりして、後ろの方に大分いろいろ書いてあるので、今目を通させていただきましたが、この条約の一つにポリ塩 化ビフェニルについてのところはきょう初めて見たものですから、ここの内容でいきますと、2025 年までに廃絶することということで、次の優先度に従って 措置するというようなことも詳しく書いてありますので、そういうことだと思いますし、また後ろの方 24ページから 25ページの方には、この条約が締結した 後、延々と 10年ごとの区切りでもって、さらにこれが延長されるということのように受けとれる文言があるんですけれども、この通告、当該期間がさらに 10年間延長されるというこの意味は、どういうふうに理解したらよろしいですか。

繰り返しますと、1つは 2025 年までにビフェニル輸入については、廃絶してもいいような技術的な問題等がクリアされるから、多分この際やっておこう と。それから、25ページの方にある話は、この製造、使用について 10 年間の期間が満了した後終了するんだけれども、いずれにしても、事務局に新しい通告 をして検討の後に、特に決定を行わない限り、さらに 10 年間延長していくということで、この条約が延長、有効かつ機能していくと、こういうことだと理解してよろしいですか。

〇農薬対策室長 22 ページの 2025 年というのは、附属書のAの話なんです。そこがおっしゃ

っているPCBの話でして、そこが基本として2025年というふうになっています。それで、後段おっしゃっていた25ページの10年のお話は附属書Bのお話なので、ちょっと別でございます。

〇本山分科会会長 いかがでしょう。

それでは、大分時間も経過しましたし、活発な御議論もいただきましたので、もしさらに御質問、御指摘がございませんようでしたら、諮問された案に異論なしということで諮問を了承してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 〇本山分科会会長 それでは、異論なしということで了承したというふうにしたいと思います。
- 〇農薬対策室長 答申案を事務局で用意させていただいておりますので、それを配らせていただきたいと思います。
- 〇本山分科会会長 それでは、答申案の方を用意しているということですのでそれを配って いただきたいと思います。

(答申案配付)

- 〇本山分科会会長 それでは、答申案について事務局の方から御説明いただけますでしょうか。
- 〇農薬対策室長 それでは、答申案を事務局の方で用意させていただきました。先ほど、資料4で御説明しました改正の案に沿って、ここに書かせていただいております。

中身を読ませていただきます。

有機塩素系農薬の販売の禁止及び制限を求める省令の改正について(答申案)

平成 14 年6月3日付け 14 生産第 1898 号をもって諮問のあったことについては、下記の内容を改正するのが適当である。

記としまして、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で製造及び使用が禁止となったディルドリン、アルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタ クロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス及びトキサフェンについて販売禁止対象農薬に追加し、これに伴いディルドリン、アルドリン及びエンドリンに関 する販売制限規定を削除する。

上記の追加に殺菌剤(ヘキサクロロベンゼン)が含まれることから、省令中、「害虫の防除」 を「病害虫の防除」に改めるという内容でございます。

〇本山分科会会長 この答申案について御発言があればお願いいたします。

(発言なし)

〇本山分科会会長 ありがとうございました。

それでは、事務局の案で本日付で答申をさせていただくことにします。

本件の今後の手続について事務局から説明があります。

〇農薬対策室長 ありがとうございます。

この後、パブリックコメント期間ということで、農林水産省のホームページに掲載させていた だきまして、30 日間の予定ですが、その後公表の手続を取らせていただくということでござい ます。

〇本山分科会会長 ありがとうございました。

次に、環境省の指定農薬の使用の基準の変更の諮問について御説明願います。

○土壌環境課長 環境省土壌環境課の伊藤でございます。

それでは、本日の諮問の内容につきまして御説明させていただきます。

資料5の諮問書をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、11ページの諮問理由のところをごらんいただきたいと思います。

先ほどから、農林水産省の方から御説明がありましたように、POPs条約が発効した場合、附属書A、アルドリン以下の9物質でございますが、または附属 書B、これはDDTでございますが、に掲げる物質につきましては、我が国において、原則の製造、使用が禁止されることとなります。これらの化学物質のうち、農薬取締法に基づきまして先ほど説明がございましたように、12条の2に基づいて作物残留性農薬、それから12条の3に基づきまして、土壌残留性農薬として指定されている農薬としまして、アルドリン、それからディルドリン及びエンドリンの3農薬がございます。これらの農薬につきましては、農薬取締法に基づきまして、その使用方法が厳しく制限されてきたものではございますが、これまでは認められた適用病害虫の範囲、それから及び使用方法であれば使用してもよいということになっておりました。

一方で、POPs条約の方では、原則として使用の禁止が求められておりまして、現行の使用基準のままではPOPs条約と相反すると言いますか、矛盾する ところが出てくるということでございます。このため、これらの3農薬につきまして、さらに使用を制限する必要があると考えておりまして、1枚目の方 10 ページの方の諮問書にありますように、これらの農薬の使用方法につきまして、さらに実験室規模の研究のためのものに限定するということにつきまして、昨日 付で環境大臣から農業資材審議会会長あてに諮問させていただいたものでございます。

それで、具体的な基準の変更の背景、必要性などにつきましては、引き続き担当の方から説明させていただきますが、何とぞ慎重な御審議の方お願いしたいと思います。

○室長補佐 引き続きまして、同じく資料5の3ページ目以降に、作物残留性農薬または土壌 残留性農薬に該当する農薬の使用の基準の変更についてということで、2枚紙で説明ペーパーを作成しておりますので、そちらを中心にいたしまして御説明を申し上げたいと思います。

これまでも、農林水産省の方からPOPs条約の概要等につきまして御説明いただいてきたとおりでございますが、まず背景は基本的に同じでございます。 12 ページにありますとおり、昨年5月に採択されたPOPs条約、これにつきましては第3条の1におきまして、契約国は附属書Aに掲げる化学物質を製造し使用することを禁止、または廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとることとされております。また、附属書B、DDTでございますが、これもマラリア用ということで、使用が基本的に認められておりますが、我が国では関係ございませんので、基本はAと一緒だと考えております。要は、原則使用の禁止であると考えており

ます。

一方、2. に書いてございますとおり、資料8の1枚紙をここで書かさせていただいております。資料8につきまして、御説明を先ほど澤田室長の方からして いただいたとおりでございますが、基本的には販売及び流通を禁止すること、または登録を取り消すことで本条約の義務を満たすものであるというふうに解釈さ れるということが書いてございます。

以上から、POPs条約上は厳格な使用禁止措置までは求められてはいないわけでございますけれども、販売、流通の禁止をもって、POPs条約上の措置は 担保されるということになる、このために先ほど答申案をいただきましたとおり、農林水産省の省令の方で有機塩素系農薬の販売の禁止という形でPOPs物質 はさせていただくことで、十分担保はされるということになります。

一方で、私どもは法 12 条の2、あるいは 12 条の3、12 条の4ということで、いろいろと使用規制の条文がございます。ここで、作物残留性農薬の使用の規制措置等を講じているところでございます。政令によりまして、作物残留性農薬等を指定しまして、さらに省令におきまして、その適用病害虫の範囲及びその使用方法に関して、その使用者が遵守すべき基準を定めております。したがいまして、この基準であれば使っていいというふうな体系になっているということでございます。これ以外は使ってはまかりならんということで、厳しく制限はもちろんされておりますが、一方でこれだったら使っていいというふうな形になっているということでございます。

これが、資料9、農取法の関係、先ほど農水省からも法律につきましては御説明をいただいたとおりでございまして、資料9の27ページ、1ページ目を見ていただければ、作物残留性農薬の使用の規制ということで、遵守しないで使用される場合で人畜に被害が生ずる恐れがある種類の農薬を作物残留性農薬として指定するということになっておりまして、第12条の2の第2項で、その場合の適用病害虫の範囲及びその使用方法に関し、その使用者が遵守すべき基準を関係書類をもって定めなければならないというふうになっております。さらに、3項で必要があると認められる場合は、前項の基準を変更することができるということでございます。4項で、こういう作物残留性農薬に該当する農薬は、違反して使用してはならないとことになっております。

29ページが具体的な政令上の指定の状況でございます。

第2条で、作物残留性農薬を指定しております。この中で、第2条の第2項でエンドリンが指定されております。

それから、土壌残留性農薬ということで第3条でディルドリン、それからアルドリンとが指定されております。このような形で、作残、土残という形でドリン 3剤が指定されており、さらに具体的な使用の基準というのが30ページ、次のページでございますが、ここで具体的な基準が省令で定められているということでございます。

ここの 31 ページの第2条がエンドリンの使用基準ということで書いてございます。先ほどの 有機塩素系の販売制限のときにもいろいろと書いてあったかと思いますが、要は病害虫の 範囲、それからその使用方法ということで、例えばエンドリン第2条であれば、えかき虫その他のかんきつ類の果樹を害する昆虫の防除 以外の病害虫の防除には使用してはいけない。かつ、結実する樹令に達していない方法以外では使用してはならない。つまり、えかき虫の防除で幼木であれば 使ってもいいというふうな形に今なっているということでございます。というのが、また資料5に戻っていただきまして、12 ページで御説明したところまでで ございます。

次のページをめくっていただきますと、13ページと書いているところでございますが、指定農薬の使用基準を変更する必要性ということで、まず(1)で我が国は、POPs条約で認めれておりますPOPs物質の個別の適用除外、先ほどの附属書Aの中に書いてあるような適用除外がいろいろあるわけではございますが、このようなものを農薬用途として申請するということは全然考えていないものでございますので、条約上農薬用途の使用は原則認められないことになります。

しかしながら、(2)に書いてございますように、もし今の使用基準を見直さなければ、例えば エンドリンを例に取らさせていただければ、かんきつ類への病 害虫であり、えかき虫等の防 除のため、かんきつ類の幼木に散布することが本法上許容されたままとなり、POPs条約上 の原則禁止である使用禁止と相反する こととなるため、本基準については何らかの変更が 必要なのではないかということでございます。

このため、指定農薬の使用基準をPOPs条約での例外使用規定の内容を踏まえて変更することとし、エンドリン、ディルドリンまたはアルドリンを有効成分 とする農薬の使用方法につきまして、さらに実験室規模の研究のためのものというふうな形で、さらに限定をかけさせていただければ、実質的な他の使用を禁止 することができるのではないかということです。この実験室規模の研究のためというのは、先ほどPOPs条約の説明が資料7の、まさに1枚目、先ほど澤田室 長の方からも説明がございましたが、第3条の5.の中に1、2の規定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、実験室規模の研究のためについては適 用しないというふうな形の規定もございますので、この辺の考え方を入れさせていただきました。

農取法でございますので、イメージといたしましては、例えば農家の方がある虫の病害虫の効果などを実証するというふうなときに、比較対照ということで既に販売も禁止になっておりますので、農家の中に例えば残置されている農薬を使って実証を確認するということがもしあれば、それは環境保全上そのようなものであるに限れば、それほど実害は環境保全上好ましいものではないので、それについては許容しますけれども、それ以外に実際にもし圃場で散布するというようなことがあれば、それは農取法上明確に使用の規制をかけさせていただくと、今まで以上に厳しくさせていただくというふうなことをしたいというふうに考えているところでございます。

(2)でございますが、これでドリン3剤につきましては、厳しく使用の規制ができるわけでございますけれども、これまで御説明申し上げましたとおり、我が国に登録のありましたPOPs物質、POPs農薬といたしましては、このほかにDDT、クロルデン、ヘプタクロルがある。この

農薬についてはどうするん だという話が出てくるわけでございますが、これらにつきまして、 環境省としてもどのようにすればいいのかというのは非常に悩んだわけでございますが、こ れ らの3農薬につきましては、現時点でこれらの農薬が実際に散布されて、実際の作物残 留等の問題が生じているということは確認されていないのではないかとい うふうに考えてお ります。

それから、POPs条約、先ほどの資料8、いろいろと御議論になりました44の最後の部分、日本語訳のない後の部分でございますが、ここでもPOPs条約で締約国に推奨されている末端使用者からPOPs農薬を回収するプログラムの構築に向け、一生懸命やれというふうにPOPs条約でも言われているわけでございますが、これにつきましても先ほど農林水産省さんの方からも御説明がありましたとおり、我が国としてもこれにつきまして積極的に取り組んでいるということでございますので、いずれ農家段階からもこのようなPOPs農薬の回収というのは見込まれるであろうということを考慮すれば、しかもそもそもPOPs条約自体、パラ44にもありますとおり、販売流通をとめればいずれは末端からの流通がなくなる。さらには、末端での回収も務めるというふうなことで、実質的に使用されることはなくなるというふうな措置が講じられているというふうなことも考慮いたしますければ、もう既に登録が失効して何十年もたっているようなDDT、クロルデン、ヘプタクロルにつきまして、新たに使用規制のために追加指定をする必要性というのは現時点では認められないのではないかというふうに考えております。

さはさりながら、今の使用規制のあるやつ、これを1つの案として我々も農林水産省さんの方の有機塩素系の販売禁止の中で、明確に販売禁止にされると、こういうドリン3剤も販売禁止にするということとの整合性を考えますと、全くこの使用規制も落としちゃうということも一つの選択肢としてはあるのかなという ふうにも考えたわけでございますが、せっかく今ある使用規制まで、せっかくPOPs条約で原則製造使用の禁止と言っている中で、今ある使用規制まで落とす こともおかしいであろうということであれば、今のような私どもが諮問したような形でより厳しく、今のドリン3剤については厳しくし、残っているDDTとか につきましてはございますが、これについては現段階で直ちに新たにやるということまでは必要ないのではないか。

ただ、もし実態等があってそういうものを実際に農家で散布しているというふうな実態がもし明らかになったときには、それは何らかの措置は講じないといけないと思っておりますが、現時点で農家団体でそのようなことやっているということは私どもも承知しておりませんし、まだ30年以上も前の農薬を今、農家の方が納屋からごそごそ探し出してきてまくということも余り想定されないというふうなことから、現段階では直ちにこれらのものまで新たに追加指定する必要性はないのではないかというふうに考えています。

ただ、(3)にございますとおり、このような措置を基本的には基準の変更ということで講じさせていただきたいと思っておりますが、あわせましてDDTを 含めたPOPs農薬全般の使用につきましては、今回の措置にあわせまして農林水産省とも連携しながら、農家の方々等が

POPs農薬を使用することのないように、私どもの方からも指導を徹底してまいりたいというふうな措置で当面は十分なのではないかというふうに考えている次第でございます。

以上、早口であれでございましたが説明を終わらさせていただきます。

〇本山分科会会長 ありがとうございました。

ただいま環境省より諮問内容の説明がありましたが、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

〇林臨時委員 今の農薬の使用と直接関係なんですけれども、平成10年に環境省で残留塩 素系の水にはないし、農産物にもほとんど認められないという話が さっきありましたけれど も、生態残留はDDTを含めてもあることはわかったわけです。魚であるとか、そういうものか ら来ているんじゃないかというぐあいに 言われて、これは世界規模で見るといろいろなところ から周り回って、日本にも回ってくるというふうなことで、これが日本で、今のテーマから言え ば当然こう いうことをやるというのは非常にいいことなので、それとは次元の違う質問して申 しわけないんですけれども、我が国の日本人も含めた生態内における残留農薬、塩素系、 DDTを含めてのものがさっぱりなくならない。ずっと残留続けているということも事実だという ことはわかっているわけです。この辺のところは、どういうようにお考えなんでしょうか。 ○室長補佐 1つありますのは、環境省といたしましては、資料6にも多分書いてあると思う んですが、2ページ目で(4)その他の措置ということで、いろい ろとPOPsによる影響の評 価・排出抑制技術等の調査研究、モニタリングの推進等というふうなこともPOPs条約の中で うたわれておりまして、今後こうい うさらにモニタリングの手法の強化とか、あるいは 10 年は たまたま私どもの方でかなり環境調査やりましたけれども、モニタリングの関係、今後は私ど もじゃ なくて保健部というところがあるんですけれども、そちらの方で中心にいろいろと今手 法の調査でございますとか、今後この条約の発効した後の、例えばアジア 地域でのモニタリ ングの連携ですとか、あるいはそういう評価みたいなものもさらに条約の発効後はまた力を 入れて調査、研究を進めていくことになろうかとい うふうに考えてございます。

〇本山分科会会長 ほかにいかがでしょう。

〇山本委員 POPs条約の対象になっておる12の化学物質の中で、あえてエンドリン、ディルドリン、アルドリンを実験室規模の研究のためとして残す。ところが、それ以外のDDTであるとかクロルデン、ヘプタクロル等については、説明されていますように、現在問題が生じている実態が確認されていないとか、それからいずれ農家段階から回収が見込まれる。これは、エンドリン、ディルドリン等についても言えることではなかろうかなと。それで、現在規制されている使用規制のある政令指定が行われているこの3剤につきましては、実験室規模の研究を残す。ところが、今規制をしているその部分については使用禁止にするというのが、ちょっと何かよく理解できないんですけれども、何か無理があるんじゃないかなと。

○室長補佐 御指摘はごもっともだと思います。我々もどこまで何をすればいいのかというのに非常に悩んだのは事実でございます。ただ、まさに今委員おっしゃられたとおり、DDTとかだって回収が見込まれる。これは、ドリン剤も一緒でございますし、実際に担保されていな

いというのも多分我々としては事実な んだろうなと思っております。一つの考え方としては、有機塩素系の販売禁止に農水省の今の省令でなるわけだから、それとの整合性を一番きれいにとるのは、この6剤全部政令指定から全部落としちゃって、要するにもう蛇口が閉ったんだから下はいいよと、販売をとめちゃったんだからそれで使用はもういいんだとい うことで全部政令指定を落としちゃうというのが一つの案としては考えられたわけでございますが、これは、我々としてはまず1点目としては、そうは言っても 少なくとも農家段階に残置されているPOPs農薬があるということは、我々は昨年度も調査させていただきましたけれども、少ないとは言えある。DDTとか ドリン剤とかがあるという中で、全く落としちゃっていいのか。それは、環境保全の関係、あるいはPOPs条約の趣旨からいっても落とすという、要するにき れいにさっぱり使用規制をなくすということは適当ではないんじゃないかというふうに私どもは考えたわけでございます。

さらに、新たにDDTとかまで使われるかと、そこまでのことをPOPs条約では厳密には求められていない。趣旨としては、使用禁止ですよというふうに言われてはおりますが、そこまではPOPs条約上も先ほど何回も御説明を農水省さんからしていただいて、パラ 44 の中で、そこまで絶対しなくてはならないというものではないものを、しかも何十年も前に失効したものを追加指定する必要性があるかと言えば、これもないのではないか。そうなったときに、現段階で言ったら今のドリン3剤についてそのままというのも、これもまた非常にPOPs条約との関係からいって好ましくないというふうなことから、結果的には確かに山本委員がおっしゃるとおり、若干POPsの6物質の中での取り扱いで整理がなされていないという御指摘は多分おっしゃるとおりだろうとは思いますが、ただ我々としては、今の段階でやれるものとしては、こういう措置が適切なのではないかなと思っております。

もし、本当にDDTとかで農家で使っているというふうな実態が明らかになってくれば、そのときには我々はさらなるものをせざるを得ないとは思っておりますが、現段階で直ちにそのレベルにすべての物質を合わせるということまではしなくてもいいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。その辺御理解いただければというふうに考えております。〇本山分科会会長よろしいですか。

私1つだけお聞きしたいんですけれども、今のお話はストックパイル、廃棄物の適正管理及 び適正処理にかかわることで、農家の納屋にある、まだ残っている 農薬をどう回収して処分 するかというお話ですけれども、大分昔にこういうものが禁止になったときに、各県の指導な んかで農家がどう処分したらいいかという ことで土に埋めなさいと、一時的に土に埋めた部 分があるはずです。そういうものの方がむしろ容器が壊れてきたりしたときに、環境を汚染す る可能性もあるん じゃないかと思うんですけれども、そういうものは何か管理の仕方を行政 の方は考えていらっしゃいますか。

〇農薬対策室長 今、御指摘のあった要するに我々埋設農薬というふうに呼んでいるものが ございます。これは、昭和 46 年に先ほど申し上げましたように、販 売の禁止制限をしまし て、処理に困ったわけでございまして、これを回収して当時としてはどういうふうに処理しよう かという議論を大分やったんでございます。厚生省とその辺は議論したんでございますが、 燃やしてしまってもよくなさそうだと、じゃどうしようかということで、それは当時の今もあるんで すが、毒物及び劇物取締法というのがございまして、そこで処理法というのがあるんです。 地中に埋設するという方法が今でも書いてあるんですが、これでいくしかないかなということ で進めましたが、なかなかそれがうまくはかどらなくて、国も補助事業を起こしまして大規模に 埋めたとかというのがあって、30年を経ている。

今回、POPs条約で見ますと、さっき概要で説明しましたが、まさにこれがストックパイルに当たるんです。ストックパイルの処理の条項を見ますと、可能 な範囲で特定して、それを適切に管理して廃棄に持っていく、処理に持っていくという条項がございます。これにあわせてやろうといことで、各県に呼びかけまして、昨年各県に調査を依頼いたしまして、特定をして、各県別に個所数と数量を全部表にしました。昨年の12月6日に公表いたしました。この後どうしていくかということでございますが、今やっておりますのは、環境省で、環境調査を各県にやってもらう上で必要な調査方法、それからもしも必要であればそれを掘り出して保管するということも環境汚染がある場合は必要になってくるというので、その掘り出しの基準というのをつくってもらいまして、マニュアルはもうで きているんです。それに沿って、今各県で環境調査やってもらっています。昨年からやってもらっているんですが、まだ昨年度予算手当ができなかった分につい ては、今年度かなりできるかと思うんですが、今やってもらっているというのが1つでございます。

それと、最終的な最終処理をしていく必要があるというふうに考えておりまして、そのための技術開発、分解処理技術の開発と言いますか、もう既にPCBなどで開発した技術ございますので、それの応用に近いような話なんですが、埋めてあるので土とか、それから埋めたときの容器、容器というのはビニールの何とかに入っているとか、もっと言うとコンクリートの枠に入れているものですから、コンクリートごとに処理しなければいけないとか、そういういろいろな処理法、現場に応じたそれらを確認しながら開発していくということがの作業を今やっております。これが平成15年度末までに完成させるつもりで今やってまして、ここは環境省の廃棄物リサイクル部というのが、廃棄物の処理として、基準をつくってもらって、いろいろな方法を確認して住民というか、各県に選択してもらうということを考えております。そんな状況であります。

○本山分科会会長 どうもありがとうございました。安心いたしました。 大分時間が経過いたしましたが。

〇村田臨時委員 済みません、今の埋設農薬についてですけれども、その当時多分流通していただろうと思われる量と、実際報告が上がっている量と、整合性と いうのはおかしいんですけれども、量的に妥当かどうかという判断とか、その辺まだ報告に上がってないものがあるのではないかというふうな懸念が一部あると 思うんですけれども、そのあたりの量の把握等について、今後もう少しきちんと深めてそれを精査されるというような予定はあるんでしょうか。

〇農薬対策室長 この前公表しました総量は 3,680トンなんですよ。それ以外にどのぐらいあるのかと、そもそもどれだけあったのかというのは実はよくわかりません。というのは、農家にどれだけあったのかという量は把握しておらなかったと思うし、全体の量というのはわからないんですが、ただそういうことでとりあえず県でわかる範囲、極力把握してくれということでまとめたのが 3,680トン。それ以外の部分はわかり次第報告してくれということで、公表したときに局長通知を出しまして、各県でもっと調査してわかったものは報告してくれという形にしているんですが、ちょっと全体どれぐらいあったかというのは、私どももよくわからないということです。

〇本山分科会会長 ありがとうございました。

それでは、大分時間も経過しましたので、ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。 それでは、諮問された案に異論なしということで諮問案を了承してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇本山分科会会長 ありがとうございました。

それでは、諮問案を了承することといたします。

事務局は、答申案を用意していると思いますので、皆さんに紹介してください。

(答申案配付)

- 〇本山分科会会長 配付が終わったようですので、事務局の方から御説明願えますか。
- ○室長補佐 ごらんのとおりでございます。
- 〇本山分科会会長 この答申案について御発言があればお願いいたします。

それでは、事務局の案で本日付で答申をさせていただくことにします。

本件の今後の手続について事務局から説明願います。

- ○室長補佐 農林水産省さんの方からも御説明がありましたとおり、私どもの方でも省令の 改正に当たりますものですので、今後省令案を詰めながら、パブリッ クコメントを環境省のホームページ等で掲載しながら、御意見もちょうだいしながら、告示の手続を進めてまいりたい というふうに考えております。
- 〇本山分科会会長 ありがとうございました。

それでは、本日の審議事項は以上のとおりです。

これ以降は、事務局からの報告事項がありますので説明をお願いします。

〇農薬対策室(都築) それでは、報告事項について御説明させていただきます。

資料 10 番をごらんください。

時間もございませんので手短に説明させていただきます。

農薬中ダイオキシン類の検査基準の手続について。

本件につきましては、既に本農業資材審議会農薬分科会におきまして、諮問、答申の手続を踏ませていただいております。答申をいただいております。

2番の答申のところで、農薬中ダイオキシン類の検査すべき水準(検査基準)は、有効成分中の濃度に換算して、すべての同族体及びその異性体について毒性 値 0.1ng-TEQ/g に対

応する濃度とすることが適当であるという答申をいただきました。これを踏まえまして、私ども 検査基準を定める告示の手続に移っ ております。

3番目、パブリックコメントを行いました。昨年8月31日から約1カ月間、農林水産省のホー ムページ等で公開いたしまして一般から意見を募りました。1件意見がございました。

それから、4番目のWTO通報でございます。内閣官房の審査を経まして、平成 14 年3月か らWTOに通報を行いました。SPS協定、それからTBT協定という2つの協定に基づく通報を 行いました。諸外国から意見は寄せられてきませんでした。

それから、告示でございます。5月に告示に必要なすべての措置、対応が終わりましたの で、近日中に告示を行うこととして、今手続を進めております。

それから、参考でございます。後ろの方に資料をつけておりますけれども、答申を受けてか ら現在までに過去にダイオキシン類の含有について指摘のあった農 薬を対象といたしまし て、ダイオキシン類の検査を大々的に行いました。その結果を4月12日に公表しております。 それが1枚めくっていただきましたところ にある資料でございます。

時間がありませんので、簡単に概要だけ申しますと、全部で6つの農薬を調査いたしまし た。その中で、特に学術報告等でも特に高濃度のダイオキシンが含有されていたという指摘 のございましたCNPそれからPCP、これについては高濃度のダイオキシンが検出されまし た。それから、PCNBにつきましても、検査基準を上回るダイオキシン類が確認されました。 6農薬のうち3つの農薬から検査基準を上回るダイオキシンを確認いたしました。

これを受けまして、実はCNPについては、既に農薬メーカーが別途回収措置を講じている 最中でございます。残りのPCP及びPCNBにつきまして、この 調査結果を受けて農薬製造 業者に対しまして、回収の指示を出させていただきました。今、現在農家等が持っている農薬 の回収作業を行っているところでござい ます。

資料 10 につきまして、以上でございます。

- 〇本山分科会会長 ただいまの説明について、何か御質問や御意見がありますでしょうか。 ないようでしたら、次に農薬安全使用基準の改正状況について事務局から説明願います。
- 〇農薬対策室(小倉) お手持ちの資料 11 をごらんください。

農薬安全使用基準の改正でございますが、農薬安全使用基準につきましては、農薬取締 法の第12条6項の規定に基づきまして、農薬の安全かつ適正な使用を確保する必要がある と認めるときに農林水産大臣が定め公表することとされております。

この設定に関しましては、生産局長の指摘諮問機関でございます安全使用基準検討会に おいて検討しております。本審議会の行本委員が座長を務めていただいております。現在、 安心使用基準の設定状況でございますが、平成14年4月26日現在でございますが、農薬残 留に関する安全使用基準、これは農作物に関す る安全使用基準でございますけれども 191 農薬、それから水産動物の被害防止に関する安全使用基準 52 農薬、水質汚濁防止に 関する安全使用基準4農薬、航空機を用いて行う防除に関する安全使 用基準、これは46農 薬設定されております。

前回の審議会以降3回の公表がございました。平成 13 年 10 月1日、同じく 13 年の 12 月 20 日及び本年の4月 26 日の3回ございました。個別に御説明 をしていきますと長くなりますので、まず 44 ページをごらんいただけますでしょうか。これは、10 月1日の設定のときの改正の概要でございます。このとき は、新規農薬の設定ということで4農薬、アゾキシストロビン、TPNまたはクロロタロニル、フルアジホップ及びフルアジホップPを設定しております。

細かい内容がその次に続いてございますけれども、平成 13 年 12 月 20 日の設定、改正でございますけれども、49 ページになります。このときは、新規設 定の農薬が 11 農薬、追加・変更ということで 21 農薬、あとは安全使用基準の削除、これは登録が失効しているようなケースの場合は削除しております。20 農薬が該当しております。

直近のものでございますが56ページでございます。

4月26日の公表、設定、改正分でございます。

4月 26 日につきましては、新規農薬がございませんで追加・変更にかかわるものが 18 農薬、削除が2農薬ございます。それ以外に、水産動物ということで農薬の追加が1農薬、航空機関係を利用して行う農薬の散布に対する案全使用基準は1農薬の追加になっております。以上でございます。

〇本山分科会会長 ただいまの説明について、何か御質問や御意見がありますでしょうか。 農薬案全使用基準は、以前は審議会で審議することになっていたんですけれども、今はこ こでは報告事項で審議事項じゃないんですけれども、何か御質問、御指摘事項があればお 願いしたいと思うんですけれども。

資料がたくさんなので、短い時間に見切れないとは思いますがよろしいでしょうか。 それでは、ありがとうございました。

続きまして、農薬の登録保留基準値の改正の設定状況について事務局から説明願います。

○室長補佐 これにつきまして、資料 12 で環境省の方から御説明申し上げます。

私ども、新しい農取法の登録、申請等がありましたときに作物残留基準、あるいは水質汚 濁に係る登録基準というのを環境大臣が定めて告示をしております。この関係につきまして、 農業資材審議会が開催されるたびに設定条件につきまして御報告している案件でございま す。

今回は、昨年の7月にこの分科会が開催されて以後の動きということで、私どもそれ以後3回分の新規の告示を行っております。資料 12 の頭にありますとおり、平成 13 年の8月 22日、それから 13 年 12 月 20日、14 年の4月 24 日の3回告示をさせていただいて、新たな作物残留基準値、あるいは水質汚濁に 係る基準値を設定してきたところでございます。これらにつきましては、私どもの方の環境省の審議会でございます中央環境審議会の方に諮問させていただきまして、答申をいただいて告示を改正するというふうな手続をとらさせていただいているものでございます。

本日は、時間もございませんので概略だけ御説明申し上げたいと思います。

1. にございますとおり、環境省告示改正分ということで、8月22日分として作物残留に係る基準として新たに設定した農薬が4農薬。それから、基準を改正したもの、これは適用作物の拡大等に伴いまして基準値を追加設定、あるいは変更したものが8農薬。基準を削除したもの、失効でございますとか、あるいは食品規格への移行ということに伴って基準を削除したものが8月22日では1つと。水質汚濁に係る基準が3つというふうな形で設定をさせていただいたところでございます。

12 月 20 日分につきましても、そこに書いてあるような形でそれぞれ基準を設定させていた だきました。

4月 24 日分につきましても、そこに書いてあるように新規で4農薬というような形で進めさせていただくところでございます。

2. に書いてございますとおり、現在の設定農薬総数ということでは、作物残留に係る基準、このうち環境大臣が個別に基準値を設定しているものが、現在 223 ということでございます。この3回で新たに設定されたのが 10 農薬でございました。それから、食品規格が適用されているもの、食品衛生法に定めます 食品規格でございますが、これだけ適用されるものが227 と、一部重複がございますので、現在 372 の農薬につきまして基準が定めれているということでございます。

それから、水質汚濁に係る基準、これは現在 130 という形で基準値が設定されているということでございます。

2ページ目以降は、個別にそれぞれいつ、新たにどういう農薬に対して、どういう作物群に対して、どういう基準値が設定されたかというふうな一覧でございます。

あるいは、61 ページには適用作物の拡大等に伴い追加設定、または変更されたものということで、アンダーライン部分が追加、あるいは変更した部分でございます。そのような形であります。

それから、64ページ以降にアンダーラインのない部分、プロシミドン、殺菌剤等がございますが、これは食品規格への移行等に伴う変更ということでございます。あとは、そういう形のものでございます。

最後、67ページが水質汚濁に係る農薬登録保護基準ということで設定した5農薬について 一覧という形で載せていただいております。

以上、簡単ではございますが御報告にかえさせていただければと思います。

〇本山分科会会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について何か御質問や御意見がありますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

以上で、用意された議題は終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

御案内では時間は5時までということですが、ちょっと時間にゆとりがありますので、この際 御発言したいことがありましたら。 では、座長の方から一つ、余り発言して申しわけないんですけれども、先ほど環境省さんの 方から指定農薬のところで、使用基準を守らなかった場合は罰則があるということだったんで すけれども、罰則というのはどの程度の罰則、罰金ですか、何でしょう。

- ○室長補佐 農取法の18条の2で、3万円以下の罰金に処するです。
- 〇本山分科会会長 使用者がですね。
- 〇村田臨時委員 具体的にそれを課せられた方というのはいらっしゃるんですか。
- ○室長補佐 私が知り得る限りはないと思います。
- 〇村田臨時委員 暫定基準が設定されるのであれば、その基準にのっとった指導の徹底と言うんですか、それは重ねてお願いしたいですし、ちょっと今気になっ たのが、だんだん収穫前日までというんですか、収穫から農薬をまいていい期間というのがどんどん短くというか近くなっているという気がすごく見ていて心配 というか、それを食べる者としましては、多分どこかできちんと安全性は確保されているんだと思いますけれども、前日まで農薬をまいていいよというのがかな り今回もふえているようなので、それは若干私なんかは心配というか不安なところではありますけれども。
- 〇農薬対策室長 ただいまの御指摘は、本山分科会長からかねて御指摘の点でございまして、私どもちょっと宿題になってまして、ちょっと長引いているんですけれども、今いろいろ試験やった結果をもとにどうするかと、きちんと決めようかなということを今検討しております。 〇行本臨時委員 先ほどの農薬安全使用基準の検討をやっています段階で、キュウリ、ナス、ピーマンですかトマトも入ってますね。その辺は、毎日収穫するので1日前でも、残留基準値を控えてないと登録は認められないということだったんですが、その後確かにキャベツ、ハクサイというようなそれ以外の作物にも前日散布というのが出てきたわけです。当然、分析をして基準値をきちんと決めても、それでもなおかつ前日でも問題ないということで、科学的には安全性は証明されているのですが、一般的な消費者の立場から見て、前の日にまいてというのは感覚的にちょっと気になるところです。それは、この会議でも問題になりまして、事務局の方でその辺は検討していただきたいということで、今続いていると思います。これは事務局の方にげたを預けておきたいと思います。

以上です。

- 〇本山分科会会長 今の件事務局で検討中だと思います。
- 〇村田臨時委員 農家の方に:今回PRTRの非点源のところで農家というのはかなり大きな部分を占めると思うんですけれども、先ほど言われたリスクコミュ ニケーションではないんですけれども、農家の方の自分たちが扱っている農薬に対する意識を高めていただくということを通達とか、そういうレベルではなく、いろいろな場を持って、直接農家の方とそういうことを話をする機会というのを数多く設けていただいて、必ずこの基準内で使うということが大前提に安全の使 用が認められていることをもう一度農家の方への啓蒙啓発をお願いします。〇農薬対策室長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、私どもは今食の安
- 〇農薬対策室長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、私どもは今食の安全、安心というのは、農林省としての一番大きなテーマになって ございます。農薬について

おっしゃったように、決められた使い方で使えば安全だということなんですが、ちゃんと使っているのかというところが消費者の信頼をいまいち確保できてない部分があるのではないかということで、そこをどうやったらいいか。農家に対して、まさにおっしゃったとおりで、どういう研修とかいろいろなプログラムを組んでいくようなことを、今検討している最中でございまして、来年度の予算化をしたいなということです。

〇生産資材課長 冒頭、坂野審議官が現在の状況ということで御説明をいたしまして、農薬 取締法も改正というようなことで、これは食の安全という全体の大き な仕組みの中で見直し ていくという説明をいたしまして、まさにこれまでの議論で数名の委員の方から、安全使用基 準をいかに守っていただくのかというのが、 政府としては欠けていると思っております。まさ に、これは予防原則というような観点でございますし、そこのところをどういうふうにするのか というのが検討 の視野ということでございます。断言は申し上げられませんけれども、検討 の視野ということで考えるということでございます。

〇村田臨時委員 あともう一点よろしいですか。

一方では、環境保全型農業という感じで環境に優しい農業を進めていこうという取り組みがなされているわけですけれども、それとの整合性と言うんですか、 農薬が環境に悪いというふうには思いたくはないんですけれども、環境保全型農業というのは、農薬の使用をなるべく少なくしてかわるものを使って、天敵であるとか、いろいろなものを工夫されて、農薬の総量の使用を少なくしていこうという取り組みがあると思うんですけれども、そういうことも視野に入れてこの基準の設定というのはされているんでしょうか。

〇農薬対策室長 今の御紹介した農薬安全使用基準というのは、これは毒性試験を数々やって、それで動物試験で安全性を見てその後さらに普通は 100 分の1ぐらいでやるんですけれども、安全性をさらに見て、人間に当てはめてその範囲で使用方法を決めているというところでして、人の安全性につい て、ここまでの範囲で使えば全然問題ないというところでございます。

今、おっしゃっている話はそれであってももっと下げたいとか、もっと下げていきたいという話で、それは各県とか生産者のレベルでそういう取り組みはなされていますが、一応この基準はこれで安全ですという基準でございますので、そういう性格のものだと考えております。 〇本山分科会会長 今、課長のお話を伺って大変安心いたしました。私も以前から、農薬取締法の委員で安全使用基準がしっかり制定されているんですけれど も、使用者が守らなかったらどうなるかということが一番大きな致命的な欠点だなと思ったものですから、使用者責任制度がこの法律には欠けているなということだったんですが、そこを今検討していただけるということですので、大変期待しております。

それから、もうそろそろ終わりですけれども、もう一点山本委員が発言された中に、大変重要な意味があったと思うんですけれども、今回のPOPsとはまた ちょっと別で、海外からいろいろなジェネリックと言いますか、無登録農薬が相当国内に入ってきて、そして取締法の管理の外で販売もされているし、使用もさ れているということが出てきているわけですけれども、

そういうものについて行政の方は指導ということで対応されておられるんでしょうけれども、なかなか指導し切れない部分もあるのではないかという気がしますので、今後そういうものをどうやっていったらいいのか、せっかくこういう審議会で議論を重ねて安全を確保しようとしていても、そういうものが横行しているのでは何もならないということになりますので、今後また行政の方におかれましても検討していっていただければと思います。

〇農薬対策室長 今の件につきまして、ちょっと御説明しますと、今の制度の中でぎりぎりやれる範囲を努力中でございます。この前、これは個人輸入ではない んですけれども、先生が御指摘されているような、要するにまがい品みたいなものがあって、それは回収を命じました。製造業者、それとさらに原料をつくって いる製造業者、全部に回収を命じました。そのほか、各県に指示して近々また担当者会議もやろうと思ってますが、今取締をやっている最中でございます。その 成果を見ながら、今後どうしていくかということを考えているところでございます。

〇本山分科会会長 それでは、ほかに皆さん何か御発言ございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。本日の資料の公開の取り扱いはいかがでしょうか。

- 〇農薬対策室長 本日、提出させていただきました資料はすべて公開ということで問題ない と考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- ○本山分科会会長 これをもちまして本日の分科会を終了したいと思います。 本日は御多忙の中、御出席をいただきありがとうございました。

午後4時40分 閉会